

京都府丹後地区絹織物業最低工賃

令和8年6月1日から下記の最低工賃表が適用されます

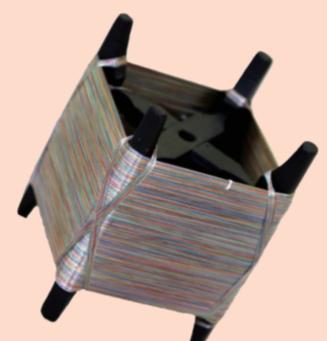


最低工賃が
改正
されました！



最低工賃
を守りま
しょう

委託時には
条件を確認
しましょう



- 適用対象：京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市及び与謝郡をいう。）で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者とその業務を委託する委託者。
- 最低工賃額：次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額。

品 目		織機の規格	品目の規格	金 額
		織機の種類	開口装置	仕上げ幅
後染	正絹無地ちりめん(平織)	小幅力織機	タペット	280 円
	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）		36 センチ メートル以上 のもの	380 円
先染 共 帶 を 除 く。 （無 地 物 及 び 黒	正絹着尺	◀(※)の詳細は こちら	ドビー又 はジャカ ード	650 円
	帶 (6丁(※)以下)			2,000 円
	帶 (6丁超え9丁未満)			2,000 円
	帶 (9丁以上)			2,000 円

お問合せ：京都労働局 賃金室 ☎ 075-241-3215 または最寄りの労働基準監督署

京都労働局

西陣織工業組合

丹後織物工業組合